

令和7年（行ウ）第13号 湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

原告 長岡裕子

被告 いわき市長 内田広之

原告第3準備書面

令和8年1月9日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

広 田 次 男



同

鈴 木 延 枝



同

磯 秀 一 良



同

大 木 裕 生



同

澤 田 智 幸



同

杉 原 悠 記 子



1 請求内容

(1) 主位的請求

不当利得返還請求権に基づき、被告は、株式会社ふらゆもりに対して934万4300円を支払うよう請求せよ

(2) 予備的請求

不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、被告は、内田広之に対して934万4300円を支払うよう請求せよ

2 主位的請求の違法性

(1) 主位的主張

本件業務委託契約と本件支出命令は一体的なものであり、支出命令権者である被告は、支出命令を行うに際して支出負担行為が適法であることを確認しなければならない義務を負うことからすれば、本件業務委託契約が違法に締結されたものである場合には、当然に本件支出命令も違法となる（原告第2準備書面）。

そうすると、本件契約の締結は違法になされたものであるから（訴状第2第8項、原告第1準備書面第3）、当然に本件支出命令も違法となる。

(2) 予備的主張

規範については訴状第2第6項記載のとおり。

具体的な違法事由は、以下のとおり

ア 本件業務委託が私法上無効であること

- ・本件業務委託契約は随意契約の相手方を恣意的に選択したものである（訴状第2第8項）。

- ・見積書の記載内容からいって、およそ適正な金額とはいえない（同上）。

- ・本件業務委託契約のうち一部の業務については、市職員自らが行う

べきであり業務委託を行うべきでなかった（原告第1準備書面）。

イ 解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと

本件業務委託契約の業務(1)(2)（甲3号証）は、ふらゆもりによってなされた業務が不十分であった。

そのため、本件業務委託契約第11条(4)による解除が可能な状況であり（原告第2準備書面）、または民法415条による催告解除をなしうる状況であった（訴状第2第9項）。

また、合理性のない見積書を作成したのはふらゆもり自身であり、またふらゆもり自身が本件業務委託の業務を行う能力を有していないことを認めている状況にあることからすれば、いわき市からふらゆもりに対して働きかけを行えば、本件業務委託契約を解消することに応じる蓋然性が高かったといえる。

それにもかかわらず、被告は漫然と業務委託料の全額を支払った。

3 予備的請求の違法性

(1) 主位的主張

主位的請求と同様に、本件契約の締結が違法になされたものであれば、当然に本件支出命令も違法となる（原告第2準備書面を援用）。

(2) 予備的主張

主位的請求の予備的主張と同様である。具体的な違法事由は、訴えの変更申立記載のとおり。

以上